

平塚市被災者支援ハンドブック

(2023年7月1日現在)



手をつなぎたくなる街

このハンドブックは、市民の皆さまが自然災害で被災された場合に、各種の支援制度を最大限に活用しながら生活再建や地域の復興に向けて取り組むことができるよう、各種支援制度をわかりやすくまとめたものです。

2023年7月1日現在の情報を元に作成しています。今後、法令の改正や災害の程度によって内容が変更される場合もありますので、あらかじめご了承ください。

平塚市

目次

分類	No	制度名	頁
罹災証明	1	罹災証明書・罹災届出証明書	1
生活資金・ 見舞金等 に関すること	2	災害弔慰金(小規模災害)	2
	3	災害弔慰金(大規模災害)※災害救助法	2
	4	災害傷害見舞金(小規模災害)	3
	5	災害障害見舞金(大規模災害)※災害救助法	3
	6	災害損害見舞金(小規模災害)	4
	7	日赤災害見舞金等支給制度	4
	8	災害援護資金の貸付(大規模災害) ※災害救助法	5
	9	被災者生活再建支援金(大規模災害)	5
	10	災害見舞金(平塚市社会福祉協議会)	6
税金の 減免・免除 に関すること	11	固定資産税の減免	7
	12	市税の猶予	8
	13	市民税の減免	8
	14	市民税の申告期限等の延長	9
	15	軽自動車税(種別割)の申告期限等の延長	9

目次

分類	No	制度名	頁
医療・福祉・保険 に関すること	16	介護保険料の減免	10
	17	介護保険給付に係る利用者負担の減額・免除	11
	18	国民健康保険税の減免	12
	19	国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予	12
	20	国民年金保険料の減免等	13
	21	後期高齢者医療保険料の減免等	13
	22	特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当の特例措置	14
	23	生活福祉資金の貸付 (平塚市社会福祉協議会)	15
子育て・教育 に関すること	24	保育料減免	15
	25	児童扶養手当の特例措置	15
	26	特別児童扶養手当の特例措置	16
	27	教科用図書 の 給付 ※災害救助法	16
環境 に関すること	28	一般廃棄物処理手数料の減免	16
	29	浸水家屋等床下消毒	17
住まいに 関すること	30	住宅の応急修理 ※災害救助法	17
法人向け	31	法人市民税の申告期限等の延長	17
	32	市たばこ税の申告期限等の延長	18
	33	入湯税の申告期限等の延長	18

※本市が「災害救助法」に適用されることが要件となる被災者支援制度。
(その他、災害の程度によって活用できる被災者支援制度は異なります。)

被災者支援を受けるための第一歩

(各種支援制度の手続きに必要な場合があります)


りさいしょうめいしょ りさいとどけでしょうめいしょ 1. 罹災証明書・罹災届出証明書

◎「罹災証明書」

自然災害による家屋等の被害の程度を証明するものです。行政等が実施する支援を受けるために必要な場合があります。

◎「罹災届出証明書」

家屋以外の財産について、自然災害による被害があった場合に発行します。なお、被害等を平塚市へ届け出たという事実のみを証明するものであり、被害の程度を証明するものではありません。

	罹災証明書	罹災届出証明書
対象建物	1. 住宅 2. 非住宅(店舗・倉庫・作業場等)	その他(カーポート・物置・ブロック塀等)
取得方法	<p>市ホームページからダウンロード 検索 <input type="text" value="平塚市 罹災証明書"/></p>  <p>1.申請に必要な書類 ア 罹災証明・罹災届出証明申請書(自然災害関係) イ 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等) ウ 被害状況が分かる写真 エ 委任状(代理人申請の場合)</p> <p>2.取得の流れ ①申請・受付 申請窓口:次のとおり ②被害状況の調査と判定 市職員が現地に伺い、被害の程度を調査し、認定します。 ③証明書の発行(郵送にて) 申請から発行まで約2週間で、出来上がったら郵便等で送ります。 被災状況や調査内容によってはさらに時間がかかることがあります。</p>	
申請窓口	固定資産税課(本館2階213窓口)	
申請できる人	被災した家屋等の所有者及び居住者(借家人)等、またはその代理人	
発行手数料	無料	

※ 大規模災害の場合は、変更になる場合があります。

※ 火災による被害は、消防署管理担当(電話:0463-21-9614)にお問い合わせください。

2. 災害弔慰金(小規模災害)

支援の種類	給付
制度の内容	災害により死亡した市民の遺族に対して、災害弔慰金の支給する。 ※ 3. 災害弔慰金(大規模災害)と重複しない。
活用できる方	災害により死亡した市民の遺族
申請に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書 ・申請者(遺族)の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等) ・災害による死亡であることが確認できる書類(死亡診断書等) ・(申請者と死亡者の世帯が別の場合)死亡した市民と申請者の関係がわかる戸籍等 ・(代理人申請の場合)委任状
申請方法	申請書に必要事項を記入
お問い合わせ	福祉総務課(本館1階130窓口) TEL:0463-21-9862

3. 災害弔慰金(大規模災害) ※災害救助法適用が要件

支援の種類	給付
制度の内容	災害により死亡した市民の遺族に対して、災害弔慰金の支給する。
活用できる方	災害により死亡した市民の遺族
申請に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者(遺族)の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等) ・災害による死亡であることが確認できる書類(死亡診断書等) ・(申請者と死亡者の世帯が別の場合)死亡した市民と申請者の関係がわかる戸籍等 ・(代理人申請の場合)委任状
申請方法	支給調査票に必要事項を記入
お問い合わせ	福祉総務課(本館1階130窓口) TEL:0463-21-9862

4. 災害傷害見舞金（小規模災害）

支援の種類	給付
制度の内容	災害により負傷され、その治療に3週間以上の入院治療を受けた方に見舞金の支給する。 ※ 5. 災害障害見舞金（大規模災害）と重複しない。
活用できる方	災害により負傷され、その治療に3週間以上の入院治療を受けた方
申請に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書 ・申請者（遺族）の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等） ・診断書等入院期間がわかる書類 ・（代理人申請の場合）委任状
申請方法	申請書に必要事項を記入
お問い合わせ	福祉総務課（本館1階130窓口） TEL:0463-21-9862

5. 災害障害見舞金（大規模災害）※災害救助法適用が要件

支援の種類	給付
制度の内容	災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対して、災害障害見舞金の支給する。
活用できる方	災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民
申請に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等） ・医師による診断書等障害の程度がわかるもの ・（代理人申請の場合）委任状
申請方法	申請書に必要事項を記入
お問い合わせ	福祉総務課（本館1階130窓口） TEL:0463-21-9862

6. 災害損害見舞金（小規模災害）

支援の種類	給付
制度の内容	住家に全焼・全壊・半焼・半壊・消火損害・床上浸水または土砂等のたい積の被害を受けた世帯主あるいは市内で事業を営んでいた建物等に同被害を受けた個人事業主に見舞金の支給する。 ※ 9.被災者生活再建支援金とは重複しない。
活用できる方	・被害を受けた世帯主 ・市内で事業を営んでいた建物等に同被害を受けた個人事業主
申請に必要な書類	・罹災証明書 ・申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等） ・（事業の建物の場合）個人事業を営んでいたことがわかる書類
申請方法	申請書に必要事項を記入
お問い合わせ	福祉総務課（本館1階130窓口） TEL:0463-21-9862

7. 日赤災害見舞金等支給制度

支援の種類	給付
制度の内容	日本赤十字社神奈川支部より、火災・風水害・地震等の災害による焼失・損壊や火災の消火水損の被害を受けた住家の居住者に対し、援護物資及び死亡弔慰金または各種見舞金の支給する。
活用できる方	被害を受けた住家の居住者 ※住家以外は対象外
申請に必要な書類	・罹災証明書 ・申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等） ・（死亡弔慰金の場合）災害による死亡であることが確認できる書類（死亡診断書等） ・（重傷見舞金の場合）診断書等入院期間がわかる書類（2週間以上の入院治療を受けた方）
申請方法	申請書に必要事項を記入
お問い合わせ	福祉総務課（本館1階130窓口） TEL:0463-21-9862

8. 災害援護資金の貸付(大規模災害)※災害救助法が要件

支援の種類	貸付
制度の内容	災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して、生活の立て直しのため災害援護資金の貸付を行う。
活用できる方	被害を受けた世帯の世帯主
申請に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書 ・申請者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等) ・(負傷による場合)診断書
申請方法	貸付申込書に記入、決定通知受領後、借用証書を提出
お問い合わせ	福祉総務課(本館1階130窓口) TEL:0463-21-9862

9. 被災者生活再建支援金(大規模災害)

支援の種類	給付
制度の内容	自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、支援金を支給する。
活用できる方	被害を受けた者
申請に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書 ・申請者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等) ・預金通帳の写し ・(マイナンバー不明の場合)住民票 ・再建方法がわかる書類(住居建築等の契約書の写し等) ※被害の状況により 解体証明書、敷地被害証明書、長期避難証明書等
申請方法	支給申請書に記入
お問い合わせ	福祉総務課(本館1階130窓口) TEL:0463-21-9862

10. 災害見舞金（平塚市社会福祉協議会）

支援の種類	貸付															
制度の内容	<p>災害により被害を受けた方に対して、災害見舞金の支給する。 災害見舞金の支給額は次のとおり。被災世帯の代表者にまとめて支給を行う。</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 世帯代表者及び世帯員の死亡</td> <td>1人につき</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>(2) 世帯代表者及び世帯員の重傷</td> <td>1人につき</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>(3) 住居の全焼、全壊又は全損</td> <td></td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>(4) 住居の半焼、半壊又は半損</td> <td></td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>(5) 住居への床上浸水又は土砂等のたい積、 消火による屋内の水損</td> <td></td> <td>5,000円</td> </tr> </table>	(1) 世帯代表者及び世帯員の死亡	1人につき	20,000円	(2) 世帯代表者及び世帯員の重傷	1人につき	10,000円	(3) 住居の全焼、全壊又は全損		20,000円	(4) 住居の半焼、半壊又は半損		10,000円	(5) 住居への床上浸水又は土砂等のたい積、 消火による屋内の水損		5,000円
(1) 世帯代表者及び世帯員の死亡	1人につき	20,000円														
(2) 世帯代表者及び世帯員の重傷	1人につき	10,000円														
(3) 住居の全焼、全壊又は全損		20,000円														
(4) 住居の半焼、半壊又は半損		10,000円														
(5) 住居への床上浸水又は土砂等のたい積、 消火による屋内の水損		5,000円														
活用できる方	災害により被害を受けた住居に災害当時居住していた市民															
申請に必要な書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書 ・申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等） ・印鑑 															
申請方法	申請書に必要事項を記入															
お問い合わせ	社会福祉協議会（平塚市追分1-43） TEL:0463-33-2333															

11. 固定資産税の減免

支援の種類	減免															
制度の内容	災害による被害を受け、固定資産税の納付が困難な場合で、特に必要と認められる方に対し、納める税額を減額する。															
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の損害を受けた市民 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>被害面積が当該土地の面積の10分の8以上であるとき</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき</td> <td>10分の8</td> </tr> <tr> <td>被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき</td> <td>10分の6</td> </tr> <tr> <td>被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき</td> <td>10分の4</td> </tr> </tbody> </table>	被害面積が当該土地の面積の10分の8以上であるとき	全額	被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき	10分の8	被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき	10分の6	被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき	10分の4							
	被害面積が当該土地の面積の10分の8以上であるとき	全額														
	被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき	10分の8														
	被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき	10分の6														
	被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき	10分の4														
	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋等の損害を受けた市民 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>被害の程度</th> <th>減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">家屋</td> <td>全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき又は復旧不能のとき</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき</td> <td>10分の8</td> </tr> <tr> <td>屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき</td> <td>10分の6</td> </tr> <tr> <td>下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき</td> <td>10分の4</td> </tr> <tr> <td>償却資産</td> <td colspan="2">家屋の区分に準ずる</td> </tr> </tbody> </table>	区分	被害の程度	減免の割合	家屋	全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき又は復旧不能のとき	全額	主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき	10分の8	屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	10分の6	下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4	償却資産	家屋の区分に準ずる	
	区分	被害の程度	減免の割合													
	家屋	全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき又は復旧不能のとき	全額													
		主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき	10分の8													
		屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	10分の6													
下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき		10分の4														
償却資産	家屋の区分に準ずる															
申請に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書 ・減免申請書 															
申請方法	窓口または郵送による申請（事前相談の上、ご申請ください）															
お問い合わせ	納税課（本館2階211窓口） TEL:0463-21-8769															

12. 市税の猶予

支援の種類	猶予
制度の内容	災害により納付すべき市税の全部又は一部を納期限までに納付することができないと認める場合においては、申請に基づき、1年以内の期間に限り徴収を猶予する。
活用できる方	災害により住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた納税者
申請に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書 ・徴収猶予申請書 ・財産収支状況書 ・(担保の提供が必要な場合)担保提供書
申請方法	窓口または郵送による申請(事前相談の上、ご申請ください)
お問い合わせ	納税課(本館2階211窓口) TEL:0463-21-8769

13. 市民税の減免

支援の種類	減免																
制度の内容	災害による被害を受け、市民税の納付が困難な場合で、特に必要と認められる方に対し、納める税額を減額する。																
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ・災害による被害を受け、納税者が死亡若しくは生死不明又は障がい者となり、前年の合計所得金額が1,000万円以下である市民 ・災害により納税者の住家、家財等が滅失又は著しく損傷を受け、かつ、前年の合計所得金額が1,000万円以下である市民 ※損害が保険金、損害賠償金等により補てんされたときは、当該補てん金額を差し引く。																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>損害の程度/前年の合計所得金額</th> <th>500万円以下</th> <th>750万円以下</th> <th>1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3分の2以上</td> <td>全額</td> <td>10分の8以内</td> <td>10分の6以内</td> </tr> <tr> <td>2分の1以上</td> <td>10分の8以内</td> <td>10分の6以内</td> <td>10分の4以内</td> </tr> <tr> <td>3分の1以上(床上浸水含む)</td> <td>10分の5以内</td> <td>10分の4以内</td> <td>10分の3以内</td> </tr> </tbody> </table>	損害の程度/前年の合計所得金額	500万円以下	750万円以下	1,000万円以下	3分の2以上	全額	10分の8以内	10分の6以内	2分の1以上	10分の8以内	10分の6以内	10分の4以内	3分の1以上(床上浸水含む)	10分の5以内	10分の4以内	10分の3以内
損害の程度/前年の合計所得金額	500万円以下	750万円以下	1,000万円以下														
3分の2以上	全額	10分の8以内	10分の6以内														
2分の1以上	10分の8以内	10分の6以内	10分の4以内														
3分の1以上(床上浸水含む)	10分の5以内	10分の4以内	10分の3以内														
申請に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書 ・減免申請書 																
申請方法	窓口または郵送による申請(事前相談の上、ご申請ください)																
お問い合わせ	納税課(本館2階211窓口) TEL:0463-21-8769																

14. 市民税の申告期限等の延長

支援の種類	猶予
制度の内容	災害により期限までに申告できないと認められる場合、その期限を延長する。 市税全般を一律に期限延長する場合と、市への延長手続きが必要な場合がある。 ※市により一律に期限が延長された場合は、手続き不要。
活用できる方	災害その他やむを得ない理由により、期限までに申告等できないと認められる市民
申請に必要な書類	事実を証する書類(罹災証明証等)
申請方法	窓口による申請
お問い合わせ	市民税課(本館2階215窓口) TEL:0463-21-8766

15. 軽自動車税(種別割)の申告期限等の延長

支援の種類	猶予
制度の内容	災害により期限までに申告できないと認められる場合、その期限を延長する。 市税全般を一律に期限延長する場合と、市への延長手続きが必要な場合がある。 ※市により一律に期限が延長された場合は、手続き不要。
活用できる方	災害その他やむを得ない理由により、期限までに申告等できないと認められた市民
申請に必要な書類	事実を証する書類(罹災証明証等)
申請方法	窓口による申請
お問い合わせ	市民税課(本館2階216窓口) TEL:0463-21-8767

16. 介護保険料の減免

支援の種類	減免			
制度の内容	災害による損害の程度及び前年の所得額に応じ、減免する。 損害の程度は、市長又は消防署長が交付した「罹災証明書」の損害程度による。			
活用できる方	災害により住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者			
	損害の程度/前年の合計所得金額	500万円以下	750万円以下	1,000万円以下
	10分の7以上	全額	10分の7	10分の5
	10分の5以上	10分の7	10分の5	10分の3
	10分の2以上	10分の5以内	10分の3	10分の1.5
申請に必要な書類	・罹災証明書 ・介護保険料減免申請書			
申請方法	郵送または窓口による申請			
お問い合わせ	介護保険課(本館1階117窓口) TEL:0463-71-5238			

17. 介護保険給付に係る利用者負担の減額・免除

支援の種類	給付								
制度の内容	災害による損害の程度により居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認める場合の介護給付及び予防給付を行う。								
活用できる方	<p>災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた要介護被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害の程度</th> <th>支給の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10分の7以上</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>10分の5以上10分の7未満</td> <td>100分の97</td> </tr> <tr> <td>10分の2以上10分の5未満</td> <td>100分の95</td> </tr> </tbody> </table>	被害の程度	支給の割合	10分の7以上	全額	10分の5以上10分の7未満	100分の97	10分の2以上10分の5未満	100分の95
被害の程度	支給の割合								
10分の7以上	全額								
10分の5以上10分の7未満	100分の97								
10分の2以上10分の5未満	100分の95								
申請に必要な書類	詳細は介護保険課介護給付担当にお問い合わせください。								
申請方法	詳細は介護保険課介護給付担当にお問い合わせください。								
お問い合わせ	介護保険課（本館1階117窓口） TEL:0463-21-8790								

18. 国民健康保険税の減免

支援の種類	減免								
制度の内容	災害により住家、これに類する家屋又は家財が滅失し、又は著しく損傷を受け、その生活が困難であると認められる場合には、その被害程度に応じて次に定める割合によりその日以後の納期に係る保険税額を減免する。								
活用できる方	災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>被害の程度</th> <th>減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10分の7以上</td> <td>10分の10以内</td> </tr> <tr> <td>10分の5以上10分の7未満</td> <td>10分の7以内</td> </tr> <tr> <td>10分の2以上10分の5未満</td> <td>10分の5以内</td> </tr> </tbody> </table>	被害の程度	減免の割合	10分の7以上	10分の10以内	10分の5以上10分の7未満	10分の7以内	10分の2以上10分の5未満	10分の5以内
	被害の程度	減免の割合							
	10分の7以上	10分の10以内							
10分の5以上10分の7未満	10分の7以内								
10分の2以上10分の5未満	10分の5以内								
申請に必要な書類	・罹災証明書 ・本人確認書類								
申請方法	詳細は保険年金課保険税担当にお問い合わせください。								
お問い合わせ	保険年金課(本館1階112窓口) TEL:0463-21-8775								

19. 国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予

支援の種類	減免、猶予
制度の内容	災害により住家等の資産に重大な損害を受けたり、事業の休廃止、失業等で生活が著しく困窮し、保険医療機関等に支払うべき一部負担金の支払いが困難であると認められる場合、その費用について減額、免除又は徴収猶予する。
活用できる方	家屋及び家財の資産に損害を受け、当該世帯の実収月額が基準額以下の世帯
申請に必要な書類	・罹災証明書 ・本人確認書類等
申請方法	詳細は保険年金課資格給付担当にお問い合わせください。
お問い合わせ	保険年金課(本館1階113窓口) TEL:0463-21-8776

20. 国民年金保険料の減免等

支援の種類	減免
制度の内容	災害によって財産に相当の被害を受け、国民年金保険料の納付が困難な方は、申請により保険料の納付が免除等される場合がある。
活用できる方	被災に伴い、住宅、家財、その他の財産のうち、被害が最も大きい財産に関わる損害がおおむね2分の1以上の者
申請に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書 ・保険料免除申請書 ・被災状況届 ・本人確認書類等
申請方法	詳細は保険年金課国民年金担当までにお問い合わせください。
お問い合わせ	保険年金課（本館1階116窓口） TEL:0463-21-8777 平塚年金事務所（平塚市八重咲町8-2） TEL:0463-22-1515

21. 後期高齢者医療保険料の減免等

支援の種類	減免
制度の内容	<p>災害によって被保険者又はその属する世帯の世帯主が、現住する住宅について半壊・半焼・床上浸水以上の著しい損害を受けた場合、被災した日の属する月以降6カ月以内のうち、被保険者資格を有する月の月割保険料相当分を減免する。</p> <p>※原則として、申請は災害がやんだ日の翌日から起算して60日以内に行うこととする。</p>
活用できる方	災害により現住する住宅について著しい損害を受けた被保険者
申請に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書 ・本人確認書類
申請方法	詳細は保険年金課後期高齢者医療担当までにお問い合わせください。
お問い合わせ	保険年金課（本館1階111窓口） TEL:0463-21-9768

22. 特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当の特例措置

支援の種類	給付
制度の内容	<p>(1) 所得制限の特例(手当支給停止の解除) 被災した方で、手当の支給が所得制限により停止されている場合、災害により損害を受けた月分から翌年の7月分までの手当の支給停止を解除し、手当を支給する。(※当該特例措置は、被災した年の事業収入等の金額が減少することにより生活が圧迫される方を対象とするため、被災された年の所得額が所得制限限度額を超えていた場合、特例措置により支給された手当は全額返還すること。)</p> <p>(2) 認定請求等ができない者に対する支給開始時期の特例 災害等のやむを得ない理由により認定請求手続きができなかった場合、手続きが可能となった後、所定の期間内に手続きを行い認定されると、認定請求ができなくなった日の属する月の翌月から手当が支給する。</p>
活用できる方	<p>(1) 所得制限の特例 次のいずれにも該当する方。 ① 受給資格者本人、同一生計配偶者若しくは扶養義務者(同居の直系親族)であり、所得制限により手当の支給が停止されている方。 ② 住宅又は家財等の財産について、被害金額が価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた方。(被害額から地震保険等の給付金により補充された金額を除いて算定されます。)</p> <p>(2) 認定請求ができない者に対する支給開始時期の特例 障害の程度が手当の認定基準を満たす方。</p>
申請に必要な書類	<p>(1) 所得制限の特例 ・障害児福祉手当(経過的福祉手当)被災状況届 ・特別障害者手当被災状況届</p> <p>(2) 認定請求等ができない者に対する支給開始時期の特例 ・認定請求等申請書類(通常の申請と同様の書類)</p>
申請方法	詳細は障がい福祉課にお問い合わせください。
お問い合わせ	障がい福祉課(本館1階126窓口) TEL:0463-21-8774

23. 生活福祉資金の貸付（平塚市社会福祉協議会）

支援の種類	貸付
制度の内容	・被災した住宅の復旧及び家財の購入、撤去費用などの貸付相談 ・当面の生活費として緊急小口資金の貸付相談 ※連帯保証人あり 無利子 ※連帯保証人なし 年利1.5%
活用できる方	原則低所得世帯
申請に必要な書類	・罹災証明書 ・本人確認書類 ・住民票（世帯全員） ・収入が確認できる書類（世帯全員分） ・印鑑 等
申請方法	・面談後窓口にて申請受付 ※後日、民生委員との面談必須
お問い合わせ	社会福祉協議会 暮らしサポート相談（本館1階128窓口） TEL:0463-21-8813

24. 保育料の減免

支援の種類	減免
制度の内容	保育園等に通っている子がいる世帯に対し、保育料の減免を行う。
活用できる方	平塚市が保育料額を決定している保育園等に通っている子がいる世帯
申請に必要な書類	罹災証明書
申請方法	窓口による申請
お問い合わせ	保育課（本館1階101窓口） TEL:0463-21-9612

25. 児童扶養手当の特例措置

支援の種類	給付
制度の内容	住宅又は家財などの財産について、被害額がおおむね2分の1以上の損害を受けた方で、所得制限により児童扶養手当の支給が停止されている方は、損害を受けた月から翌年の10月までは支給の停止を解除し、手当を支給する。
活用できる方	児童扶養手当受給者
申請に必要な書類	・罹災証明書 ・本人確認書類
申請方法	窓口による申請
お問い合わせ	こども家庭課（本館1階102窓口） TEL:0463-21-9844

26. 特別児童扶養手当の特例措置

支援の種類	給付
制度の内容	住宅又は家財などの財産について、被害額がおおむね2分の1以上の損害を受けた方で、所得制限により特別児童扶養手当の支給が停止されている方は、損害を受けた月から翌年の7月までは支給の停止を解除し、手当を支給する。
活用できる方	特別児童扶養手当受給者
申請に必要な書類	・罹災証明書 ・本人確認書類
申請方法	窓口による申請
お問い合わせ	こども家庭課（本館1階102窓口） TEL:0463-21-9844

27. 教科用図書 の 給付 ※災害救助法適用が要件

支援の種類	現物給付
制度の内容	教科用図書を無償給付する。
活用できる方	災害により被害を受けた平塚市立の小・中学校若しくは神奈川県立中等教育学校前期課程に在学する児童生徒の保護者
申請に必要な書類	教科用図書被災報告書兼給付申請書
申請方法	児童生徒が在学する学校を通じて申請
お問い合わせ	学務課（本館7階705窓口） TEL:0463-35-8118

28. 一般廃棄物処理手数料の減免

支援の種類	減免
制度の内容	一般家庭を対象に、災害により生じた一般廃棄物を平塚市廃棄物処理施設に自ら搬入する場合、ごみ処理手数料を減免する。 ただし、大規模災害時など各地区に仮置き場を開設する対応がとられた場合は、施設への直接搬入はできず、申請も不要です。
活用できる方	災害により市内の一般住宅が被害を受けた方
申請に必要な書類	・一般廃棄物処理手数料等減免申請書 （自署の場合認め印不要・環境施設課本館5階507窓口またはHP） ・罹災証明証 ・申請者の本人確認書類 （マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）
申請方法	窓口による申請
お問い合わせ	環境施設課（本館5階507窓口） TEL:0463-21-9763

29. 浸水家屋等床下消毒

支援の種類	その他
制度の内容	床下浸水被害を受けた家屋を所有する希望者に、無料で市の委託業者による塩素系の薬剤での消毒を行う。
活用できる方	床下浸水被害を受けた家屋（実際に住居として使用しており、かつ床下がある家屋のみ。事務所や空家は不可）の所有者又は管理者
申請に必要な書類	なし（ただし、口頭での住所・氏名・電話番号の提供が必要）
申請方法	電話にて申請
お問い合わせ	環境保全課（本館5階506窓口） TEL:0463-23-9969

30. 住宅の応急修理 ※災害救助法適用が要件

支援の種類	減免
制度の内容	被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要最低限の部分を応急的に修理を行う。
活用できる方	災害により住宅が半壊もしくは準半壊の住家被害を受け、自ら修理する資力のない世帯
申請に必要な書類	詳細はまちづくり政策課にお問い合わせください。
申請方法	詳細はまちづくり政策課にお問い合わせください。
お問い合わせ	まちづくり政策課（本館6階606窓口） TEL:0463-21-8781

31. 法人市民税の申告期限等の延長

支援の種類	猶予
制度の内容	災害により期限までに申告できないと認められる場合、その期限が延長される。市税全般を一律に期限延長する場合と、市への延長手続きが必要な場合がある。 市により一律に期限が延長された場合、手続きは不要となる。
活用できる方	災害その他やむを得ない理由により、期限までに申告できないと認められた方
申請に必要な書類	所管の税務署に災害による申告、納付等の期限延長の申請をし、受理されたことが分かる書類の写し
申請方法	法人市民税の申告の際に、上記の必要書類を申告書に添付する。
お問い合わせ	市民税課（本館2階216窓口） TEL:0463-21-8767

32. 市たばこ税の申告期限等の延長

支援の種類	猶予
制度の内容	災害により期限までに申告できないと認められる場合、その期限が延長される。市税全般を一律に期限延長する場合と、市への延長手続きが必要な場合がある。 市により一律に期限が延長された場合、手続きは不要となる。
活用できる方	災害その他やむを得ない理由により、期限までに申告できないと認められた方
申請に必要な書類	事実を証する書類（罹災証明書等）
申請方法	災害その他やむを得ない理由がやんだ後速やかに、窓口にて上記の必要書類を提示
お問い合わせ	市民税課（本館2階216窓口） TEL:0463-21-8767

33. 入湯税の申告期限等の延長

支援の種類	猶予
制度の内容	災害により期限までに申告できないと認められる場合、その期限が延長される。市税全般を一律に期限延長する場合と、市への延長手続きが必要な場合がある。 市により一律に期限が延長された場合、手続きは不要となる。
活用できる方	災害その他やむを得ない理由により、期限までに申告できないと認められた方
申請に必要な書類	事実を証する書類（罹災証明書等）
申請方法	災害その他やむを得ない理由がやんだ後速やかに、窓口にて上記の必要書類を提示
お問い合わせ	市民税課（本館2階216窓口） TEL:0463-21-8767

被災者支援ハンドブック

2023年7月1日発行
編集発行 災害対策課

平塚市